

## 1 補助対象者について

Q-1 補助金の対象となる「創業」とは何ですか。

「事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること」又は「新設した法人が新たに事業を開始すること」をいいます。

したがって、既に事業を営んでいる個人事業主（開業届提出済み）の店舗移転や、既設の法人（法人設立登記済み）が新たな分野に事業拡大する場合などは、補助対象となりません。

Q-2 個人事業主が法人化する場合は補助金の対象となりますか。

既に事業を営んでいる個人事業主が、同一事業で法人化する場合は、補助対象となりません。

Q-3 一度廃業した者が再チャレンジする場合は補助金の対象となりますか。

補助対象となります。その場合、新たに開業届又は法人設立登記の手続きが必要となります。

なお、**過去に本補助金を受けた方は補助の対象となりません。**

Q-4 大川市外の人でも補助金を受けることができますか。

補助対象となるのは、大川市内に事業活動の拠点を設置し、創業しようとする個人又は法人です。したがって、大川市外の方でも市内で開業する場合は補助対象となります。一方で、市内の方が市外で開業する場合は補助対象となりません。

なお、法人については、市内に本店を置き、市内で開業する法人事業者が対象となります。

Q-5 業種に制限はありますか。

補助金を受けることができるのは、福岡県信用保証協会の保証制度を利用できる業種を営む場合です。

補助対象外となる業種は、農業、林業、漁業、金融・保険業などです。

また、宗教活動・政治活動に関する事業、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律の対象となる風俗営業等も補助対象外です。

Q-6 個人事業として創業した場合、創業を証明する書類は何が必要か。

税務署に提出した開業届の写しの提出が必要です。実際の開店日等が税務署に届けた開業日と異なる場合は、客観的に見て開店日等が分かる書類も合わせて必要となります。（オープン告知チラシ等）

Q-7 起業・創業セミナーは創業前に受講していなければいけませんか。

本補助金の申請前に受講されていれば、創業後であっても補助金の対象となります。

なお、大川商工会議所の起業・創業セミナー以外の近隣市町等で実施されるセミナー等を受講される場合でも、対象となる場合がありますが、事前に対象となるかの判断を行いますので、セミナー等を受講前に一度ご相談ください。

Q-8 大川商工会議所には、創業前に加入していなければいけませんか。

本補助金の申請前に受講されていれば、創業後であっても補助金の対象となります。

Q-9 国・県等の補助金との併用は可能ですか。

国・県等の他の補助金制度との併用は可能です。ただし、同一費目に対する重複利用は認められません。例えば、本補助金で導入した設備に対して、他の補助制度を適用することはできません。

## 2 補助対象経費について

### Q-10 補助金の対象となるのはどのような費用ですか。

#### □出店補助の場合

- ①事務所、店舗等の外装・内装工事費
- ②設備費（おおむね1,000円以上で、本事業に使用するものに限る）
- ③広報費（広報物（チラシ・のぼりなど）作成、HP作成費、広告物掲載料等）

ただし、以下のものは補助対象経費から差し引かせていただきますので、ご注意ください。  
クーポン等の利用による値引き分、支払い時に利用された保有ポイント、消費税等の税額分  
また、消耗品費（制服等の衣類や書籍等含む）は**対象外**となりますので、ご注意ください。

#### □家賃補助の場合

事業所、事務所、店舗等の借入費

ただし、敷金、礼金、保証金、共益費、仲介手数料、駐車場使用料、火災・地震保険料、国又は県等の補助金の補助対象経費、消費税及び地方消費税は対象外となります。

### Q-11 いつまでの費用が補助対象となりますか。

#### □出店補助の場合

開業日までにかけた費用が対象となります。開業後の経費は対象外となりますのでご注意ください。

#### □家賃補助の場合

開業日までに契約された物件が補助対象となり、事業開始日の属する月の翌月(当該日が月の初日である時は、その月)から起算して12か月間分を支給します。

開業後に契約した物件や市外の物件は対象外となりますので、ご注意ください。

### Q-12 自宅の一部を利用して事務所等とする場合は、補助対象となりますか

出店補助、家賃補助ともに補助対象となります。ただし、住宅部分と事務所等の区分を明確に確認することができる必要があります。事務所部分のみが補助対象となります。

#### <補助対象外と判断されるケース>

- ・部屋のデスクの部分のみを仕事スペースとして使用するなど、自宅と事務所のエリアの明確な区分けがされていない。
- ・固定した仕切りなど物理的な独立性が十分担保されていないまま、他事業者と同じ部屋・空間で事務所等を使用し、業務を行っている。

### Q-13 親族に発注した工事等や親族から借入した物件は補助対象になりますか。

三親等以内の親族に発注した工事等および三親等以内の親族が所有する不動産等の借入費は補助対象外となります。

また、婚姻関係がない場合でも、生計を同一にする方への発注および借入等は補助対象外となります。

### Q-14 クレジットカード払いは補助対象となりますか。

一括払いかつ補助金交付申請時に対象経費が含まれる月のクレジットカード料金を支払い済みの場合のみ対象となります。クレジットカードで支払われた場合は、クレジットカードの利用明細と銀行口座からの引き落とし等が確認できる書類の提出も必要となります。

### Q-15 リース品、ローン支払いは補助対象となりますか。

どちらも補助対象となりますが、開業日以降に契約等をされている場合は対象外となります。また、補助金交付申請時点で支払い済みの費用のみが補助対象となります。

Q-16 広報費に該当するのは、どのようなものですか。

パンフレット、チラシ等の印刷費、ダイレクトメールの郵送料、HP 作成費、広告物掲載料等です。ただし、印刷用の紙やインク、切手の購入等は対象となりません。

### 3 補助金の額について

Q-17 補助対象経費の金額はどのように確認しますか。

出店補助の場合

各種経費に係る見積書、請求書、領収書等（工事等の内容や購入した物品等の内訳が分かる）により確認します。また、支払いの事実が分かる書類（通帳の写し、領収書等）についても合わせて必要となります。

家賃補助の場合

賃貸借契約書の月額家賃等にて確認します。また、支払いの事実が分かる書類（通帳の写し、領収書等）についても合わせて必要となります。

Q-18 補助金額の補助率、補助上限はいくらですか

出店補助の場合

補助率は対象経費の1/2、補助金額の上限は50万円（ただし、千円未満切り捨て）です。

家賃補助の場合

補助率は対象経費の1/2。補助金額の上限は家賃1月あたり10万円（ただし、千円未満切り捨て）、事業開始日の属する月の翌月（当該日が月の初日である時は、その月）から起算して最大12か月間分を支給します。**ただし、令和8年4月1日より前に開業された場合は、以前の補助率・補助金額が適用されます。詳しくは、市インテリア課へお尋ねください。**

### 4 申請手続きについて

Q-19 申請書等の様式は、どこで入手することができますか。

市ホームページからダウンロードできます。また、市インテリア課の窓口でも配布しています。

Q-20 交付申請書の提出のあと、交付決定までどのくらいの期間がかかりますか。

申請書の提出の後に、現地確認を行います。現地確認から交付決定までは、書類の確認・審査を行いますので、最大で1か月程度を要します。

Q-21 申請書類の提出方法はメールでもよいのですか。

メールによる提出も可能です。ただし、提出書類の確認を要しますので、事前に一度来庁いただくことをおすすめします。

### 5 その他

Q-22 補助金を返還しなければいけないのはどのような場合はですか。

虚偽の申請等により、不当に補助金を申請されたと認められる場合や、創業後3年以内に市外に移転した場合や廃業した場合は、補助金の返還を求める可能性があります。

Q-23 創業後にすべきことはありますか。

補助金を受けた年度の翌年度から3年間で1回以上、市が指定した創業後のセミナー又は個別相談等を受ける必要があります。（受けた後は速やかに、受けた支援の内容等が分かる資料を提出してください。ただし、会議所にて支援を受けた場合は、会議所から報告することとし、本人からの証明は省略することができます。）

**Q-24 創業後受けるセミナー等の指定について教えてください。**

基本的には、大川商工会議所で開催する創業後フォローアップセミナーの受講をお願いしています。時間の都合等がつかず、どうしても参加が難しい場合などは、別団体の創業後の方を対象としたフォローアップセミナーや、創業後の悩み等に関する個別相談を対象とする場合がありますが、事前に対象となるかの判断を行いますので、セミナー等を受講前に一度ご相談ください。

**問合せ先**

**【申請について】**

大川市インテリア課 木工振興係 TEL：0944-85-5582

**【起業・創業セミナーについて】**

大川商工会議所 TEL：0944-86-2171